全農薬通報

Ｎｏ．３２５　　令和２年８月31日

目　　次

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ
・第４７回全国農薬安全指導者協議会常任幹事会

◎行政からのお知らせ
・被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について
・令和２年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

◎全農薬ひろば
・蓮華升麻（れんげしょうま）

全国農薬協同組合

〒101-0047　東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
TEL：03-3254-4171　FAX：03-3256-0980
https//www.znouyaku.or.jp　E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和２年（２０２０年）

９月 17 日（木）11:00～17:00	第 295 回理事会（執行部協議会、各委員会）
10 月 21 日（水）～23 日（金）	農薬安全コンサルタント・リーダー研修会
10 月 22 日（木）13:00～15:00	監査会
11 月 17 日（火）15:00～17:00	第 296 回理事会
11 月 18 日（水）10:00～19:30	第 55 回通常総会・第 43 回安全協全国集会
11 月 18 日（水）	第 297 回理事会
12 月　９日（水）13:00～17:00	第 298 回理事会(執行部協議会)
12 月 10 日（木）11:00～12:00	全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

農薬工業会

１月 11 日（水）虫供養

百日紅(さるすべり)　　撮影場所：藤沢市　　花言葉：「雄弁」

組合からのお知らせ

１．第 47 回全国農薬安全指導者協議会常任幹事会

日　時　2020 年 8 月 20 日（木）

審　議　本年度は書面審議

2020 年度　安全協　活動状況報告

(1) 安全協　第 42 回全国集会を開催

2019 年 11 月 13 日（水）13:00-17:00　海運クラブ

参加者：県幹事、正会員、特別会員、賛助会員

会議内容

・2019 年度事業報告、収支決算、2020 年度事業計画（案）、収支予算（案）

・農薬シンポジウムの報告（三重県、和歌山県、香川県）

・農薬危害防止運動（キャンペーン）報告　19 支部中代表県（北海道）

特別講演

　演題：　農薬卸業の将来～医薬卸業は参考になる？

講師：　大日本住友製薬株式会社　代表取締役会長　　多田正世　様

来賓祝辞

農林水産省　消費・安全局　農産安全管理課　農薬対策室	室長	石岡　知洋	様
一般社団法人　日本植物防疫協会	理事長	早川　泰弘	様
農薬工業会	会長	小池　好智	様

(2)第 93 回・第 94 回 植物防疫研修会に参加

第 93 回	2019 年 10 月 7 日-11 日	全農薬組合員	25 名参加
第 94 回	2020 年 1 月 27 日-31 日	〃	27 名参加

(3)第 7 回農薬安全コンサルタントリーダー研修会を開催

2019 年 10 月 23 日-25 日　　全農薬 9 階　会議室　　26 名参加　合格 25 名

(4)2020 年度安全協地区会議を開催

北海道	2 月 20 日（木）	札幌商工会議所（札幌市）
東北	2 月 13 日（木）	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（盛岡市）
関東・甲信越	2 月 12 日（水）	東京ガーデンパレス（東京都）
北陸	2 月　4 日（火）	石川県農業共済会館（金沢市）

東海	2 月　7 日 (金)	メルパルク名古屋（名古屋市）
近畿	2 月　6 日（木）	大阪ガーデンパレス（大阪市）
中国・四国	2 月　5 日（水）	メルパルク岡山（岡山市）
九州	2 月 21 日（金）	熊本空港ホテルエミナース（熊本県益城町）

以下の内容にて農薬安全コンサルタントの技術向上を目的として開催された。地域に密着した課題を研修会の講演として取り上げた。指導農薬の説明もプリグロックス L 安全対策協議会、ランネート普及会の講師により、実施した。

本年も 367 名の出席者があり、会議終了後に 23 名がコンサルタントリーダーに認定された。コンサルタントリーダーは 153 名となった。

2020 年度　全国農薬協同組合　地区会議　講演内容

地 区名	講演内容　　講師名
北海道	2019 年の発生にかんがみ注意すべき病害虫 2020 年の普及奨励・指導参考となった農業技術の内容（病害虫関係） 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場 病虫部長　堀田　治邦　様 北海道における鳥獣被害の現状と対策 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部 環境・地質本部自然環境生物多様性保全グループ 主査　上野　真由美　様
東北	りんご黒星病の発生要因の解析 岩手県農業研究センター(病害虫防除所)　予察・防除チーム総括 主任主査　猫塚　修一　様 農業用ドローンの規制改革に係る関係通知について(仮) 農林水産省　東北農政局　消費・安全部　安全管理課 課長補佐　佐藤　茂雄　様
関東甲信越	ネギの害虫（ネギクロバネキノコバエ）防除について 埼玉県農業技術研究センター　生産環境・安全管理研究担当　病害虫防除技術研究 小俣　良介　様 山梨県で問題となる果樹・野菜の病害虫について 山梨県総合農業技術センター　環境部作物病害虫科 主任研究員　村上　芳照　様

東海	三重県における最近の害虫について 三重県農業研究所　基盤技術研究室　農産物安全安心研究課 主幹研究員兼課長　西野　実　様 近年、岐阜県で問題となった病害虫とその対策 岐阜県病害虫防除所　企画情報係長 堀之内　勇人　様
北陸	殺虫剤の有効な使用法と近年問題になっている害虫について 一般社団法人　日本植物防疫協会　支援事業部 技術総括　曽根　信三郎　様 石川県における近年の病害虫研究の取り組みについて 石川県農林総合研究センター　　生物資源グループリーダー 主任研究員　安達　直人　様
近畿	最近問題になっている　チヨウ目害虫について 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所　食と農の研究部　防除グループ 主任研究員　金子　修治　様 再評価制度にかかる影響について 日本農薬株式会社　研究本部　副本部長　総合研究所 所長　元場　一彦　様
中国 四国	広島県における 2019 年のトビイロウンカの多発要因の解析 広島県立総合技術研究所　農業技術センター　生産環境研究部 総括研究員　星野　滋 様 水稲用除草剤の上手な使い方 公益財団法人　日本植物調節剤研究協会　岡山研究センター 所長　赤澤　昌弘 様
九州	近年問題となっている、病害虫防除のポイント 宮崎県総合試験場　生物環境部 特別研究員兼副部長　黒木　修一　様

- **<u>2020 年度危害防止運動“一声運動”媒体品</u>**

2020 年度“一声運動”媒体品として安全協支部からの希望を聞き取り、希釈早見表は円盤型とシール型の 2 種類を作成し 2 月末までに各県安全協支部に配布した。農薬危害防止運動アピールするため、のぼり旗も 780 枚作成し、6 月からの危害防止月間に合わせて組合員事務所、得意先（販売店）等に設置した。

- <u>危害防止活動（キャンペーン）の実施</u>

１5 支部よりキャンペーン企画書が寄せられ危害防止月間に合わせて活動を実施した。支部メ

ンバーにより関係先への巡回を計画している支部にはマスクを提供し安全具の推進も同時に行った。

● **農薬安全適正使用ガイドブック　2020 年版の作成**

2019 年 12 月「農薬安全適正使用ガイドブック」2020 年版　9,000 部を発行し、会員の協力を得て配布した。

● **指導農薬講習会の実施と報告**

安全協ではメソミル剤とパラコート剤（混合剤）を指導農薬と定め、安全協支部が主催し販売店等を対象とした「指導農薬講習会」を実施し農薬年度毎に各支部からの「指導農薬講習会報告書」をまとめデュポン・プロダクション・アグリサイエンス株式会社及びプリグロックス L 安全対策協議会へ提出し、それぞれで評価し協賛金が決定され、安全協支部助成金の原資となっている。2019 年度は全国で 65 か所 2,883 名の出席者があった。

● **農薬の安全使用・取扱いに関するアンケート**

農家（農薬使用者）を対象としたアンケートは安全協事業方針の一環として今年で 19 年目となる。2019 年も前年同様で１県 50 件を目安に実施した。2019 年の件数は 1,962 件、2020 年は 1,512 件（集約中）であった。

● **農薬シンポジウムの開催（山形、大分）**

2020 年は、春先からの新型コロナウイルス感染拡大より、参加者の安全確保を最優先に関係機関と協議し、下記農薬シンポジウムの中止を判断した。

● **その他の活動状況報告**

農薬安全適正使用ガイドブック　2021 年版の作成

・毎年ページ数が増加しており、印刷と輸送コストの増は必至となるため、用紙の厚さ変更を検討した。これまでの調査検討では 2020 年版より一段階薄い用紙に変更を予定。使用感、コピーの裏写り等大きな変化はないと考えるが、皆さんのご意見をいただき検討する。

・殺菌剤と殺虫剤の RAC コードを付け掲載する。除草剤については最新版のコードに大きな変更があり現在関係者内でも浸透中であるため、2021 年版への掲載は見送る予定。

「ピクリンの安全使用」について安全協活動の取り組み

7 月の執行部協議会の中で、安全協活動の一つとしてクロルピクリン剤の安全使用について取組んではとの提案があった。また、農水省消費・安全局農薬対策室長並びに課長補佐の交代挨拶で事務局に来所いただいた際に、クロルピクリンの安全使用について全農薬安全協による推進協力の依頼をいただいた。

これを受けて、橋爪会長がピクリン工業会代表の日本化薬㈱にこちらの思案を提示したところ、ピクリン工業会としても、農水省より安全面からより強固な取り組みを求められており、工業会理事会にて審議案件として取り上げていただけることとなった。安全協からは一年間の安全協スケジュール立案の際に、どのようなタイミングとエリアでピクリン安全使用啓蒙活動を行うか決めることが必要となる。安全協地区会議にて、安全使用啓蒙に繋がる説明時間を設ける(ランネート・プリグロックスと同様)、農薬シンポジウムの中に組み込み啓蒙活動につなげるなどの提案を行った。まだ正式に今後の安全協活動として取り組めるか決まっていないが、詳細について今後どのような内容で行うことが効果的・効率的かなど詰めていく予定。

今後の行事予定

・第 8 回農薬安全コンサルタントリーダー研修

日時：2020 年 10 月 21 日(水)～23 日(金)　→　開催について要検討

・第 95 回植物防疫研修会

日時：2020 年 10 月 12 日（月）～16 日（金）

場所(一社)日本植物防疫協会会議室　　→　運営委員会により新型コロナウイルス感染拡大により中止を判断。

・第 96 回植物防疫研修会

日時：2021 年 2 月 15 日（月）～19 日（金）

場所(一社)日本植物防疫協会会議室　　→　外部会場の使用、人数の変更、日程等は状況により柔軟に設定する。新型コロナウイルス発生状況により中止とすることもある(運営委員会)

・第 43 回安全協全国集会

日時：2020 年 11 月 18 日(水)

場所：海運クラブ(平河町)

・2021 年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）(日程は調整中)

全国農薬安全指導者協議会

2021 年度　運動方針・事業方針(案)

運動方針

〇安全な農産物の確保を図るため、農薬使用者に対して農薬使用基準に定められた使用時期、使用回数等の遵守徹底を推進する。

〇一般消費者に対し農薬の安全性、有用性等、農薬の正しい知識の普及に努める。

〇農薬の保管及び物流における安全性確保のための危機管理を徹底する。

事業方針

I　農薬安全推進運動の実施

（１）　農薬の適正使用の徹底

・農薬取締法及び食品衛生法の周知徹底に努め、農薬の安全かつ適正使用を推進する。

・正しい農薬登録情報の伝達に努め、農薬使用基準遵守の徹底を図る。

・「農薬安全使用のための 13 ヶ条」の確認を推進する。

・普及の進んでいるマルチローターでの農薬散布についての正しい情報の周知徹底に努める。

（２）　農薬の飛散防止対策の徹底

・周辺圃場への農薬飛散防止対策に取り組む。

・住宅地等における周辺住民への配慮の徹底を図る。

・「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」の遵守に努める。

（３）「農薬安全一声運動」の実践

・農薬使用者と一体となった三つの安全（農薬使用者の安全、農産物の安全、環境への安全）の実践を基本とした“一声運動”を展開する。

・一声運動を行うため媒体品の有効活用に努める。

（４）農薬安全使用のためマスク、安全具必着運動の推進

・安全作業の装備として、国家検定マスク（ライフ 350、ケミカットエース、ニチノー排気弁マスク）等の積極普及と取り扱い拡大を図る。防除衣については、現状、並びに今後の市場性を探り、新規取扱について見極める。

（５）農薬販売者に対する農薬安全管理の徹底

・農薬販売に当たり火災、漏出、紛失、廃棄、及び輸送時の注意等につき管理の徹底を図る。

（６）農薬使用状況等生産履歴記帳運動の推進

・農薬の使用状況、気象条件等を必ず記帳、記録保管の徹底を推進する。

（７）農薬の物流における安全性確保の徹底

・安全協農薬物流マニュアルの活用（指導農薬講習会での資料配布等）

・全農薬ポータルサイト（ホームページ）の活用を図る。

（８）空容器及び残農薬・廃棄農薬適正処理の推進

・農薬工業会作成のガイドライン「使用済み容器内の付着農薬の除去と空容器の処分について」、「使用農薬の管理と処分について」や、農業生産資材適正処理全国推進協議会作成の「農薬空容器適正処理システム確立のための手引き」に沿った処理の推進を実施する。

（９）安全協が指定する指導農薬の危害防止対策の実施

・毒性が強く用途外に使用されやすい農薬を指導農薬として指定することが出来る。

・講習会を開催し危害防止に努める。

（１０）必要に応じ、農薬に関する研修等への講師派遣を行う。

II　技術販売体制の強化

（１）　農薬安全コンサルタント・農薬安全コンサルタントリーダー認定者を育成し、技術販売を促進する。

（２）　普及展示圃の実施

・安全協会員の技術習得と全農薬取り扱い商品の普及拡大を図ることを目的に、展示圃場設置と伴に商品知識の習得に努める。

（３）　IPM(総合的病害虫・雑草管理)など新技術、新分野の導入推進を行う。

・IPM(総合的病害虫・雑草管理)の必要性を理解し、生物的防除資材等の適正な利用を推進する。

(４)「輸出サポート体制整備委託事業」の受託機関である(一社)全国植物検疫協会と連携し、農薬安全コンサルタントリーダーは専門委員(病害虫防除)として輸出サポート体制に協力する。

III　一般消費者への農薬安全性広報活動の実施

・一般消費者を交えた農薬シンポジウムを開催する。

・農薬工業会(含む支部)開催の農薬ゼミに協力する。

・講師として農薬安全性広報活動を実施する。

IV　活動計画

（1）　本部の活動計画

①　安全協組織の強化

・道府県農薬卸業者団体及び小売業者団体、賛助会員との連携強化を図る。

②　全国集会の開催

・全国集会を開催し、活動状況を報告、また新年度の事業計画を策定する。

・農薬シンポジウム開催道府県は実施状況及び成果を発表する。

③　地区協議会の開催

・地区協議会を開催し（全農薬地区会議に包括）、地区内正会員、特別会員の他、指導農薬関係メーカー、賛助会員等を交え、安全協活動推進について協議する。

・地区協議会の中で技術研修会を充実させる。（農薬安全コンサルタントリーダー資格取得の為のポイントとする）

④　常任幹事会の開催

・常任幹事（地区内代表幹事）が地域の情勢、要望等を常任幹事会に持ち寄り、次年度の活動方針及び地域活動の活性化を主体に検討・協議する。

⑤　賛助会員打合せ会

・賛助会員と常任幹事との連携・交流を深める。講演会等を通じて情報を習得する。

⑥　農薬費低減のための行動指針

・全農薬の行動計画の目標に従った防除を推進する。

⑦　農薬ガイドブック 2021 年版の編集・発行

・2020 年 12 月下旬発行を目途に 2020 年 7 月末現在の新規及び適用拡大登録された農薬の収録、整理及び記載内容の見直し等に努め正確を期す。

・各道府県研修会受講者に頒布し、販売者への情報提供に活用する。

・食の安全、環境保全の推進等、関係者への普及を図る。

⑧　資料、情報などの配布・提供

・全農薬通報等で会員が必要とする情報を迅速に提供する。

・農薬登録情報、病害虫発生関連資料等を全農薬ポータルサイト（ホームページ）上に掲載し、農薬の適正使用の推進に資する。⇒農薬登録情報、病害虫発生関連資料等の情報を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に掲載し、農薬の適正使用の推進に資する。

・賛助会員(農薬メーカー)の製品情報(技術資料・チラシ)を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に開設、有効活用する。

⑨　農薬安全コンサルタントの養成

・日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」を受講し、安全協構成の正会員（農薬安全コンサルタント）の養成を図る。

・植物防疫研修会の運営に参加する。

⑩　農薬安全コンサルタントリーダーの養成

・農薬安全コンサルタントリーダー研修会を開催し、農薬安全コンサルタントの技術の向上と技術販売体制の強化を図る。

⑪　農薬工業会、緑の安全推進協会及び商系諸団体との連携強化

・行政における農薬の安全使用対策を確認するため、農薬工業会安全対策委員会及び緑の安全推進協会との交流を継続するとともに、新たに全肥商連等の商系諸団体との交流・連携を図る。

（２）　支部の活動計画

①県別の重点活動テーマの実施（農薬安全コンサルタントの技術向上の為の研修会を開催する）

②「指導農薬」講習会の開催

・メソミル剤、パラコート剤(混合剤)を指導農薬と定め、安全協支部が主催し小売商、農薬使用者等を対象に講習会を実施する。

・指導農薬講習会に、地域、業界状況に応じた研修を加え内容を充実、受講者の拡大を図る。

・安全協が実施する「指導農薬」制度の目的達成のため、関連メーカーとの緊密な連携を保つ。

③ 道府県「農薬管理指導士」「農薬適正使用アドバイザー」との連携

・地区関係機関と連携を図り、農薬の適正かつ安全な使用を推進する。

④ 一般消費者への農薬の正しい理解のための農薬シンポジウムの開催

・全国で毎年 3 ヶ所程度の開催地を選定し、行政、関係指導機関、農薬使用者及び安全協会員と生産者、消費者を交えたシンポジウムを開催する。農薬シンポジウムにおいて一般消費者の意識調査を継続する。選定された支部は安全協支部全会員が一丸となって計画、立案、実施に取り組み支部の活性化につなげる。

・農薬工業会支部主催の農薬ゼミに協力する。

⑤ 道府県農薬危害防止協議会への積極的な参加

⑥ 安全用具使用実態調査の実施

・農薬使用者に対する「安全用具使用アンケート」を継続実施する。

⑦ 空容器、残農薬、廃棄農薬の適正処理

・農薬工業会作成の空容器及び使用残農薬についてのガイドラインを考慮して当該地区の方針に準じ処理の推進に努める。

・地域の適正処理推進協議会との連携を図る。

スローガン

〇農薬は正しく使って安全・安心

〇農薬は作物守る科学の力

〇農薬の技術向上、日々研鑽

農薬の安全使用･取扱いに関するアンケート（2020年度）

〈農家向け〉　　**回答者数**　　**1387**

1.農薬散布時における以下の装備の着用につき、お教え下さい。

①マスク

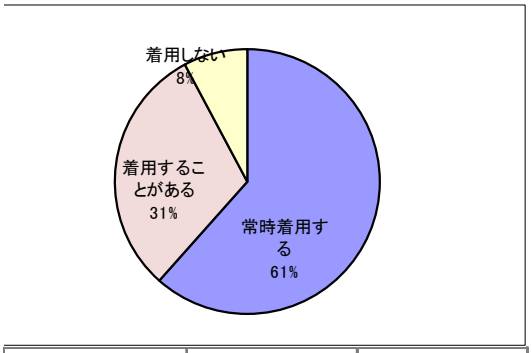

常時着用	着用することがある	着用しない
838	417	106

①-2　マスクのタイプ

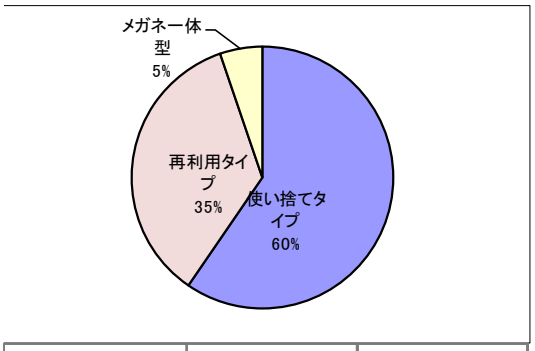

使い捨て	再利用	メガネ一体型
748	442	66

①-3　b,cとお答えの方は、なぜ着用しなかったのか教えてください。

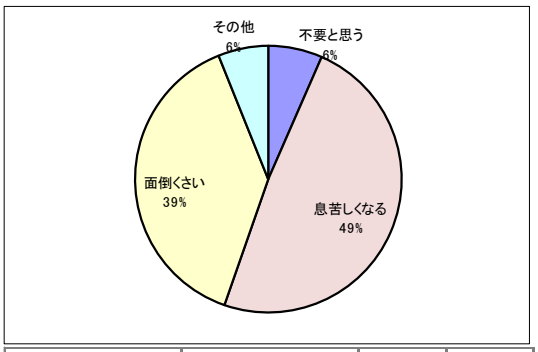

不要	息苦しい	面倒	その他
30	224	177	28

②.防護メガネ

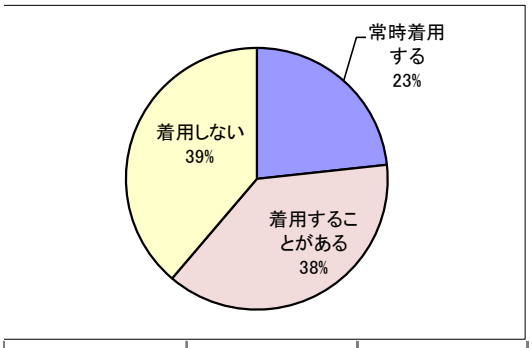

常時着用	着用することがある	着用しない
314	511	523

③.防水手袋

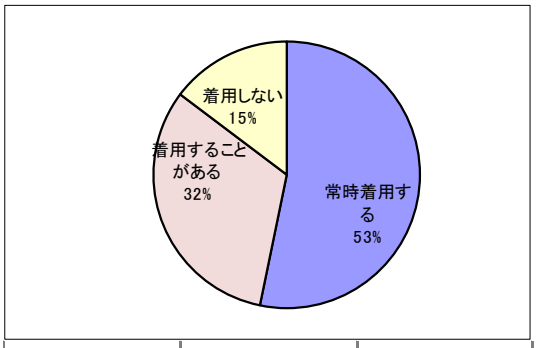

常時着用	着用することがある	着用しない
720	434	199

④.防除衣

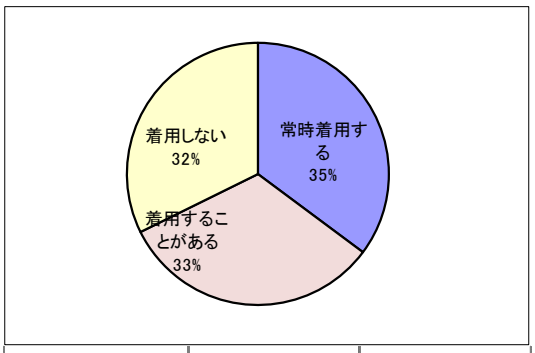

常時着用	着用することがある	着用しない
475	439	436

2.農薬取締法改正について

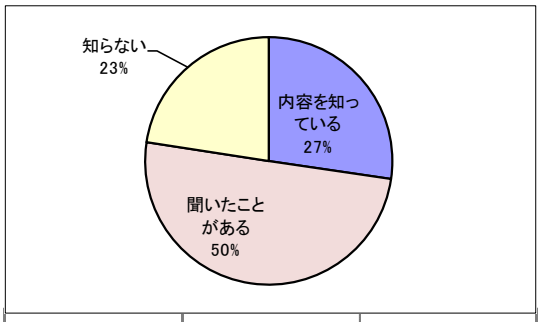

知っている	聞いたことがある	知らない
362	664	299

2-１.農薬の情報をどこから入手していますか

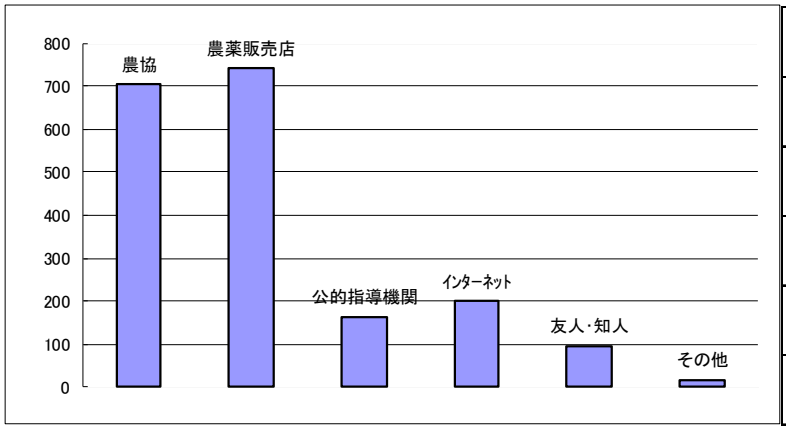

A．農協	705
B．農薬販売店	742
C．公的指導機関	164
D．インターネット	200
E．有人･知人	97
F．その他	17

3.農薬使用前に適用･使用上の注意等をラベルで確認しますか。

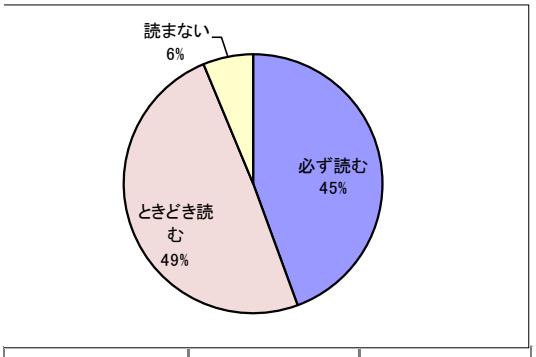

必ず読む	ときどき読む	読まない
604	672	85

4.農薬を用いて鳥や獣に危害を加えると、鳥獣保護法違反に問われることをご存じですか

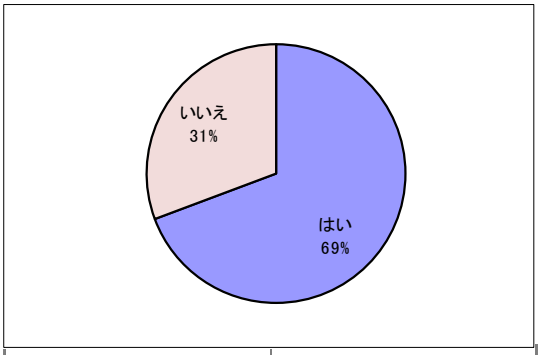

はい	いいえ
944	418

5.毒劇物指定の農薬の購入の際には譲受書が必要なことをご存知ですか。

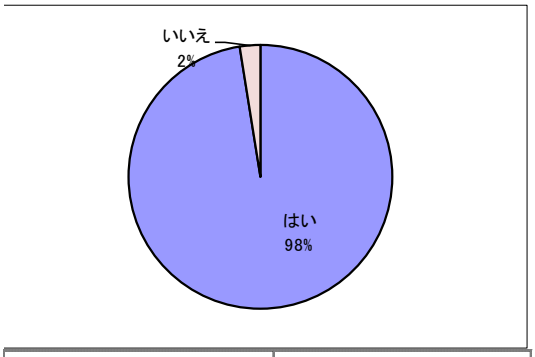

はい	いいえ
1327	34

6.農薬を鍵のかかるところに保管していますか

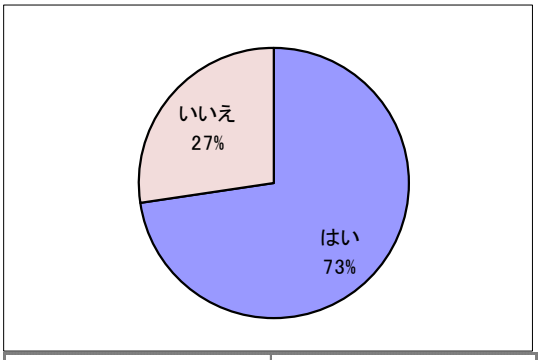

はい	いいえ
986	371

7.あなたは男性ですか女性ですか

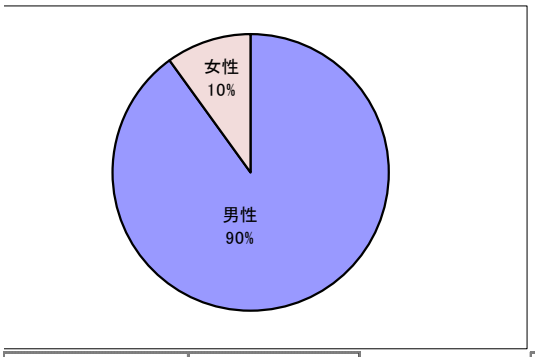

男性	女性
1220	135

8.年代を教えてください

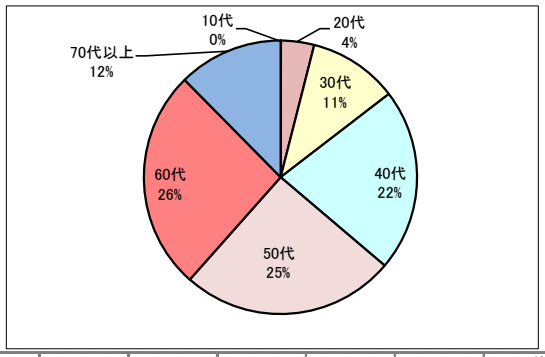

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
1	53	144	294	345	355	168

9.主に栽培されている作物が何かを教えてください。

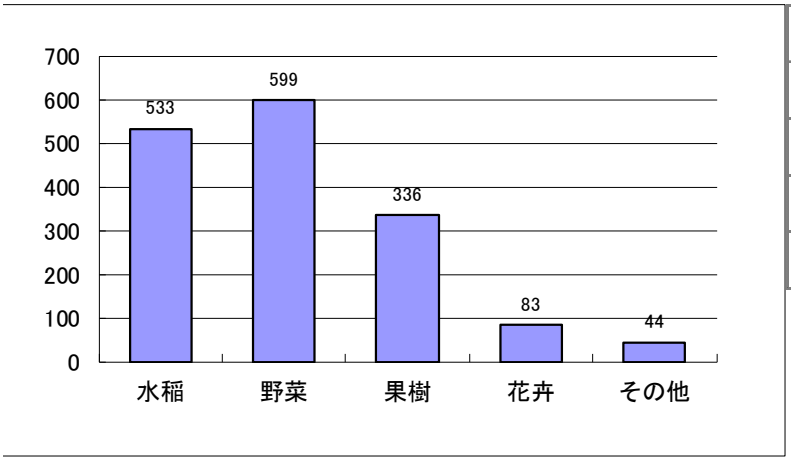

水稲	533
野菜	599
果樹	336
花卉	83
その他	44

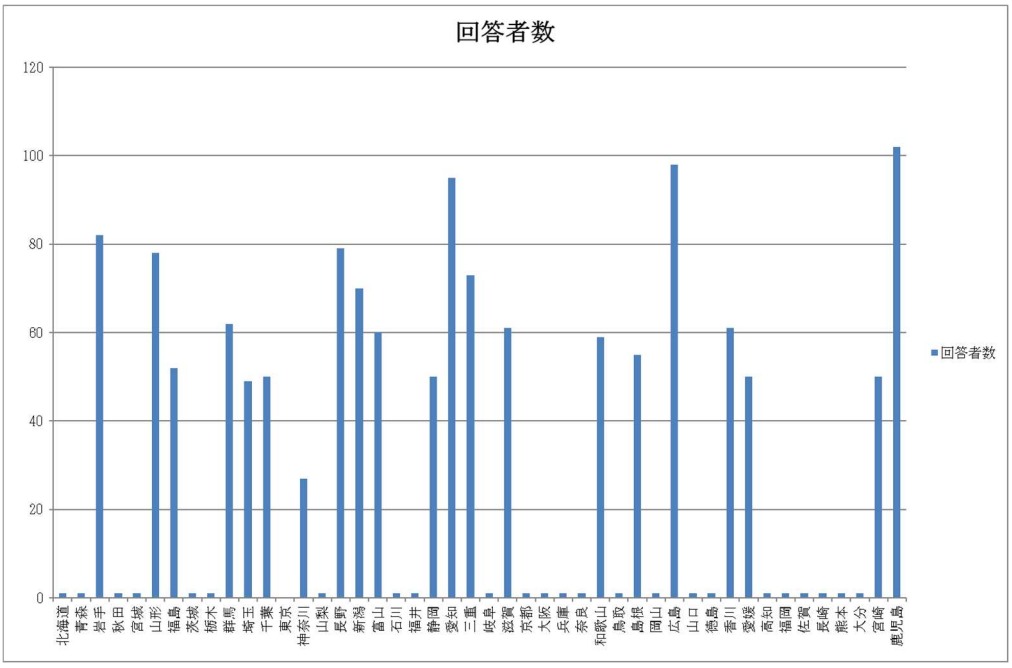

8 月 19 日現在、アンケート未着、25 道府県

2020 年　農薬安全ひと声運動　ポスター

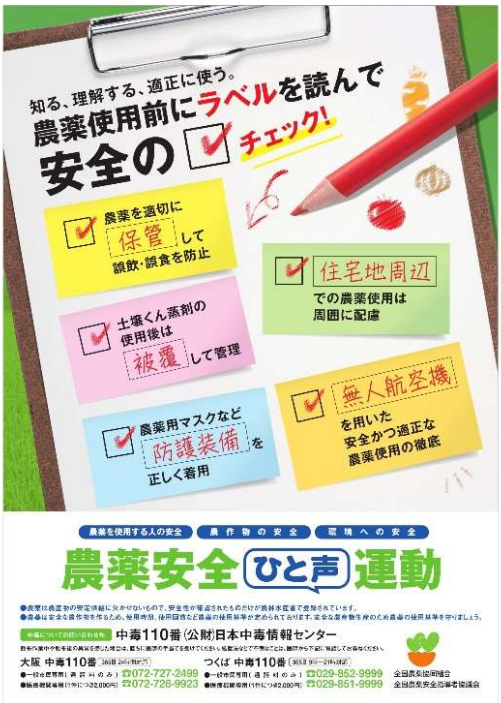

２．水稲病害虫防除対策の全国協議会

近年水稲で問題となっている害虫等被害の効果的な防除対策検討のため農水省により全国協議会が設置された。

第 1 回「水稲病害虫防除対策全国協議会」が、2020 年 7 月 30 日に農林水産省テレビ会議室を拠点として 47 都道府県を繋いだ WEB 会議により開催された。農林水産省消費・安全局植物防疫課、地方農政局、内閣府、農研機構、47 都道府県の植物防疫等担当者、関係団体のおよそ 220 名が参加する全国会議となった。

議事次第

１ スクミリンゴガイの防除対策について

（１）発生と防除対策の現状

（２）今後の防除対策（マニュアル/チラシ）

２ ウンカ類及び斑点カメムシ類の防除対策について

（１）近年の発生状況の整理

（２）昨年の被害状況の解析

（３）本年の発生予想

３ 温暖化の影響を踏まえた総合的な病害虫防除対策について

冒頭に消費・安全局神井審議官より挨拶が、会議は植物防疫課 春日井専門官により進められた。

スクミリンゴガイは 1980 年代に国内での水稲被害が確認された後、発生地域を拡大しており、現在では 31 都府県で被害発生が確認されている。本年は暖冬の影響で越冬個体が多く、発生時期も早い傾向が認められた。また、例年の対策で被害が抑えられていた地域でも本年の多雨により浅水管理ができない、浸冠水した水田への侵入、等の理由により被害が生じている。さらに新たな地域での発生が確認された。これらを受けて農水省としてあらたに「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル」と防除対策のためのリーフレットを整備し都道府県に配付することで防除対策情報を共有する予定としている。また、代かき水管理等のスクミリンゴガイ対策の実証ほ場のための新たな交付金の活用について説明がなされた。

ウンカ類・斑点米カメムシ類については現状を含めた発生状況等が報告された。本年、トビイロウンカは各地で過去 10 年間最も早いペースで飛来や発生が確認されている。ヒメトビウンカについては越冬数と増殖量が多くなることが懸念されるため、縞葉枯病ウイルス保毒虫率が高い地域では注意が必要である。斑点米カメムシ類については、6 月下旬から畦畔でのすくい取り量が平年を上回っており、発生量が多くなることが見込まれる。

温暖化とともに問題となる病害虫の防除対策については、気候変動により病害虫の早期発生や発生量の増加等が見込まれることから IPM の推進方策について今後検討していくことが説明された。

関係情報：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html

３．スクミリンゴガイについて

(1)現在の状況

関東以西の温暖な地域においてスクミリンゴガイによる農作物への被害が近年深刻化している。用水路や水田及びその周辺に繁殖し、田植え直後の柔らかい稲や、れんこんの若芽を食い荒らす。近年の温暖化などの影響等により、越冬する個体が増えたことも被害拡大の一因。

(2)スクミリンゴガイとは

スクミリンゴガイ（*Pomacea　canaliculata*）は、南米原産の淡水に生息する大型の巻貝（殻高 3～8cm）で、日本には食用として 1981 年に東南アジア方面から輸入された。

味が日本人好みではなかったこと等から商品価値は上がらず、その後養殖場から逃げ出したり廃棄されたりして野生化した貝が繁殖したと考えられる。

1984 年には植物防疫法に基づき有害動物に指定されて輸入禁止になり、現在は環境省と農林水産省が作成する「生態系被害防止外来種リスト」で、対策の必要性が高い「重点対策外来種」に選定されている。

(3)生態

スクミリンゴガイの食性は、雑食で植物質から動物質まで幅広くエサにし、特に柔らかい物を好む。食欲は旺盛で、1 日に自分の体重の半分ほどの量を摂取するため農作物に甚大な被害を及ばす。水稲での被害が問題となっているが、稲はスクミリンゴガイの好物ではなく、田植え直後の水田には、生育初期の稲しかないため食害される。育苗日数にもよるが、一般的に田植え直後から 2～3 週間が防除の必要な期間で、その後は生長して堅くなるため食害されることは少なくなる。

南米原産のため温暖な気候を好み、寒い時期には土に潜り、用水路の温かい場所でじっとして越冬し、水温が上がる田植えシーズンに活動を始める。繁殖が可能になった雌貝は 3～4 日おきに産卵し、卵塊（1 卵塊に 200～300 卵）を稲の茎や用水路の壁などに産み付け、10 日ほどで卵から孵化して、2 ヶ月程度で成熟し繁殖力は高い。卵塊は、鮮やかなピンク色で自然界では警告色の意味合いもあり、卵には毒もあるので鳥などに捕食され難い。

(4)防除のポイント

繁殖力と温暖化などを追い風に、スクミリンゴガイは、九州や四国から本州の太平洋側の温暖な地域にまで拡大し農作物に被害を与えいる。生息域は広く、根絶するのは不可能であるため、対策としては「入れない」、「食べさせない」、「広げない」という 3 つの点を押さえた対策をとることが重要。

・「入れない」：用水路や取水口の管理をしっかり行う。田植えシーズン前に水路の泥上げや、取水口に貝の侵入を防ぐネットを取り付けるなど、圃場への侵入数をできる限り抑える。

・「食べさせない」：浅水管理や防除剤を使うことで活動を抑制したり、殺貝して食害を防いだりする。本貝は水中でしか稲を食べることができないので、田植え直後はできる限り浅水管理をして殻高よりも低く保つ。大雨による増水時に他圃場などから大量に侵入する可能性もあり、ある程度の水深が必要なれんこんなどの作物では、防除剤による対策が効果的。。

・「広げない」：越冬個体の駆除を行う。本貝は比較的浅い所に潜っているので、冬場のトラクターによる耕耘は、貝を物理的に破壊したり殻を傷つけて耐寒性を低下させることで越冬個数を大きく減らせる。また、スクミリンゴガイの卵は水に弱いため、発見したら水に払い落とすことで孵化を防ぐことができる。

(5)食害が発生したら、防除剤で迅速に対応

上記した 3 点を複合して行うことで防除対策とすることが望ましいが、近年の豪雨などによる短時間の多量の雨水は、スクミリンゴガイの移動手段となり、水路で育った大型の貝が流れこむことがあり、このような緊急の場合には防除剤による化学的防除を行う。

現在、スクミリンゴガイの防除薬剤には、「メタアルデヒド粒剤」、「チオシクラム粒剤」、「燐酸第二鉄粒剤」等がある。「燐酸第二鉄粒剤」の『スクミンベイト 3』は、有機 JAS 適合資材で特別栽培米などでも農薬散布成分にカウントされず、回数に縛られず使用できる。

スクミリンゴガイは水路で繁殖という水田にとっては個々の生産者の対応だけでは解決できない問題であるため、地域ぐるみで連携し、取り組むことが必要である。

(6)防除対策上の課題

一般的にこれまで行われている防除対策について記したが以下のような問題が対策上の課題としてあがっている今後の検討が待たれる。

○現況

・大規模農家を中心に労力軽減のため密苗栽培が普及しており、被害が出ている。

・稚苗の早期植えであれば問題ないが、多雨の影響で田植えが遅延し被害発生。

○浅水管理

・生産者の規模拡大により、水田管理がこまめにできないため、移植後は深水となっている。

・現実的に生産者は浅水管理や薬剤散布の手間をかけられないことが多い。

○水田内への侵入防止対策
・取水口等への網を設置することで用水パイプラインが詰まる。
・用排水が分離されていないため、ゴミの詰まりが多い。
○冬期の耕耘
・農作業（田植えを含む）の受委託などの作業機械に付着し、発生が拡大。
○卵塊除去、貝の捕殺
・集落で卵塊の掻き落としを行っている地域もあるが、用水が繋がっている中で、足並みも揃わない。
○化学的防除
・薬剤の特性を考慮しない防除の実施により、十分な効果が得られていない可能性。
・秋期の石灰窒素施用は、地域の水利権などの関係により、引水を行うことが困難。
○営農全般
・環境保全の取組みにより、水田への魚道の整備等を行っており、水路から大きな貝が入り込みやすい、魚毒性の高い農薬を使用しづらいなどの地域の実情がある。
・収穫から田植えまでの冬季に緑肥植物を栽培しており、このため地表面が暖かく本貝が凍死し難い。
・晩生品種の栽培面積が増加する傾向にあり、被害が発生しやすい水田が増加している。
・無防除の飼料用米水田で被害が拡大。
・新規就農者、兼業農家などは講習会等に参加しないため、対策を承知していない

今後は前記した「水稲病害虫防除対策の全国協議会」での検討や下記の研究等が進みより良い対策が推進されている。

(参考)
農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室
令和 2 年度イノベーション創出強化研究推進事業のうち緊急対応課題
スクミリンゴガイの被害撲滅に向けた防除技術の開発のための緊急研究
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、奈良女子大学、佐世保工業高等専門学校

行政からのお知らせ

1．被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について

2 消安第 1758 号
令和 2 年 7 月 15 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について

平素より、農薬行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

土壌くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号)第 8 条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬(以下「クロルピクリン剤」という。)を始めとして、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導をお願いしているところです。先般、「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」(令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について、各都道府県に対し調査を行い、各地域の実態の総点検及び点検結果に基づく指導の徹底をお願いしたところです。

今般、当該調査の結果を取りまとめたところ、ほとんどの産地でクロルピクリン剤の使用時の被覆は完全に実施されているが、一部の産地・(住宅地等に妾しているほ場がある産地を含む。)においては、一部の農家で被覆が実施されていないことがありました。また、各都道府県からは、被覆の徹底や住宅地等周辺での被害防止対策について、地域において様々な取組が行われていることも報告されました。

これらの調査の結果を踏まえ、クロルピクリン剤の適正な取扱いが改めて徹底されるよう、農政局等を通じて都道府県に対し、別紙のとおり改めて指導の徹底を依頼しましたので、御了知いただくとともに、特段のご協力をお願いいたします。

(別紙)

土壌くん蒸剤(クロルピクリン剤)の使用実態等に関する調査結果概要

本調査結果概要は、各都道府県の指導の強化に活用いただくため、個人、法人、産地及び都道府県の特定につながる情報を除き、農林水産省で整理したものである。

1　土壌くん蒸剤(クロルピクリン剤)の各都道府県における使用実態及び指導状況について(様式 1)

主な作物ごとのクロルピクリン剤の使用実態や被覆の実施・指導状況、周辺環境に応じた指導の取組状況について整理した(各作物についての状況は省略)。

調査結果全体の概要

・クロルピクリン剤は、農薬取締法に基づき、安全性や効果を確認した上で、使用可能な作物や使用量、使用回数等の使用方法を定めて登録されている。

・クロルピクリン剤は、糸状菌類を主として、幅広い作物の病害虫の防除に効果があり、連作障害を防ぐために重要な土壌くん蒸剤である。現状、同様の効果を有する
農薬は限られている。

・クロルピクリン剤は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成 15 年農林水産省・環境省令第５号)で被覆を要する農薬として規定されており、農薬を使用する農家等は使用上の注意事項に従い、薬剤の注入後に直ちに覆土し、ほ場をポリエチレン、ビニール等のシートで被覆する必要がある。

・今般の調査の結果、クロルピクリン剤はほとんどの都道府県から使用が報告されており、根菜類(かんしよ、こんにやく、ばれいしよ、やまのいも、ごぼう等)、その他野菜類(きゅうり、すいか、メロン、トマト、ほうれんそう、いちご等)、花き類・観葉植物(カーネーション、きく、トルコギキョウ等)ミたばこ等に主に使用されている。

・回答のあった産地の約 92%において、クロルピクリン剤の使用時の被覆は完全に実施されているが、一部の産地においては、一部の農家で、近くに住宅がない、栽培面積が広い、コストがかかる等の理由により、被覆が実施されていないことがあった。

・被覆の実施を徹底するため、講習会や現場巡回等の実施、チラシや広報誌の活用等を行うとした産地が多かった。

・クロルピクリンを使用している産地のうち、住宅地等に隣接しているほ場が有る又は一部有ると回答した産地は、約 50%であった。なお、一部の農家で被覆が実施されていない産地で、かっ、住宅地等に隣接しているほ場が有る又は一部有ると回答した産地は、全体の約 3%であった。

・こうした住宅地に隣接するほ場で使用する場合には、被覆の徹底とともに、周辺住民への説明や事前周知、厚さ 0.03mm 以上又は難透過性の被覆資材の使用等の対策が有効とする産地が多かった。

2　土壌くん蒸剤(クロルピクリン剤)の各都道府県における使用・指導に係る課題について (様式 2)

本様式については、現在行っている指導の内容や各地域の課題、今後の指導の取組について、各都道府県から報告された内容を整理した。

現在の指導の内容

○被覆の徹底に向けた指導

・普及指導員や JA 等と協力し、講習会・穀培講習会の開催や、現場巡回、回覧やチラシ、ポスター等の活用により、被覆の必要性や正しい使用方法(手順)を周知。農薬危害防止運動や購入地域情報の収集を通じて重点的に指導。

・風向きに注意すること、適正な材質・厚さの被覆資材を用いて被覆を行うこと、土壌くん蒸中である旨の立て看板を設置すること等を指導。また、施用後のハウス密閉及びガス漏れ対策を現場で指導。

・農薬販売者や農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザーに対する講習会を実施し、販売者等を通じて農業者へ指導。

・メーカ、が説明会や実地講習会を開催。

○住宅地等の周辺での使用に関する指導

・住宅地周辺では、危被害防止に十分に配慮して使用することを指導。

・やむを得ず使用する場合は、厚さ 0.03mm 以上の被覆資材を使用するよう指導。

・住宅密集地や住宅に隣接するほ場では使用しないことを指導。

・住宅地周辺(人家及び畜舎が 100m 以上離れていない場所)において他剤の使用、熱水土壌消毒、土壌還元消毒等の代替技術の導入を促進するよう指導。

・問合せがあった場合は、住宅隣接の農地では使用自粛の協力を依頼。

○その他

・土壌消毒剤にできるだけ頼らない栽培技術の導入。

・代替剤の実証ほ場を設置し、農家へ推進を図る。

課題

○被覆の徹底

・被覆不要のたばこ深層土壌くん蒸処理があるため、鎮圧すれば被覆しなくてもよいと誤認。

・使用事例が少ないことや不定期の使用による被害防止対策等の理解不足。

・大規模産地において被覆作業が間に合わない、強風で被覆作業が難しい。
・被覆が必須であることが分かりにくく、使用者が理解していない。
・注意して使用すれば大丈夫との過信があり、使用者の危険意識が希薄。
・講習会への参加が徹底しないこと、農薬の購入ルートや農産物の出荷先により啓発
・指導の機会が少ない場合があることから、指導内容が行き届きにく.い農業者がいる。
・新たな使用希望者に関する情報の入手が難しく、指導・周知が課題。
・コストの観点から被覆資材の導入が難しい場合がある。
・被覆資材や方法の変更が容易ではない。
・被覆が努力義務に留まっているため、指導が進まない。
・厚さ 0.03mm 以上や難透過性の被覆資材は、高価で重量もあり、作業性が悪い。また、これら被覆資材の揮散防止効果等に係る具体的な根拠がない。

○住宅地等の周辺での使用
・農地が住宅等から離れていることを理由に被覆を行わない。
・使用ほ場が住宅地内に点在しており、ほ場周辺の住民から苦情が多い。
・ほ場周辺に新たに住宅が建設される事例があり、周辺住民への説明が難しい。
・使用時に被覆しても風向きにより臭気が住宅に流れ、苦情が出る場合がある。
・県の指導で住宅近接地での使用を避けているが、具体的にどのぐらい間隔を空ければ良いかの基準を設けることが困難であり、、指導が難しい。

○その他
・代替剤がない。
・代替技術が少ない。
・薬剤使用後の栽培開始までの期間が比較的短く、適正に使用しても若干の薬害と考えられる事例が生じることがある。

都道府県が検討している今後の取組

○被覆の徹底に向けた指導
・普及指導員や JA 等と協力し、講習会・栽培講習会の開催や、チラシの配布、ポスター、インターネット等の活用、現場巡回を通じて、被覆の必要性や正しい使用方法(手順)を周知。農薬危害防止運動を通じて重点的に指導。
・販売店を通じた周知やインターネット、広報誌の活用により、系統外出荷者に講習会等への参加を促進。
・農家の出荷先の青果市場や直売所、産直市、農業機械販売店等を活用し、系統外出荷者にも指導を強化。

・流通・販売状況を入手し、それらに応じた指導を実施。
・メーカーが講習会を開催。販売者等を通じても農業者へ指導。
・使用の多い地域において地域別に関係機関・団体を参集した会議を開催し、情報共有、意識統一を図る。
・今後使用が増えると見込まれる品目で積極的に講習会等を実施。⏎
・マルチ同時処理機の導入を検討。
・ガスパリア性フィルムの導入を推進。

○住宅地等の周辺での使用に関する指導
・周辺住民への説明や事前周知をするよう指導。
・住宅近くのほ場では、できるだけ太陽熱消毒等を実施するよう指導。
・問合せがあった場合は、住宅隣接の農地では使用自粛の協力を依頼。

○その他
・有望な代替技術の現地試験の実施や土壌還元消毒への転換指導など、土壌消毒剤にできるだけ頼らない栽培技術の導入を検討。
・代替剤の実証ほ場を設置。代替剤への変更を農家へ指導。
・薬剤使用と栽培期間との間隔を空けるための栽培ローテ―ションの検討。
・クロルピクリン剤使用後の保管管理(使い切り)も指導。
・問い合わせがあった場合に廃棄方法等を回答できるよう、普及指導員等に周知。

国への意見・要望
○被覆の徹底
・パンフレット等の指導資料(具体的な危害の事例を含む)の作成
・メーカーが事故時の対処法に係るチラシ等を作成し、販売業者へ配布するよう指導。
・製造者や販売者による農薬購入者に対する安全使用の周知徹底の強化
・購入時に、安全使用チェックシートを活用し、理解しない者には販売しない
・クロルピ。クリン剤は難防除の土壌病害虫対策に必要不可欠であるため、都道府県と一丸となり適正使用の指導を進めて欲しい。
・農薬ラベルに被覆が必須であることを明記

○住宅地等の周辺での使用
・生産者が自ら効果のある方法で被覆を行うよう、大気中へのガス拡散抑制効果や薬剤効果等の数値的根拠の明確化。
・住宅地からどの程度離れていれば使用してもよいといった具体的な目安の検討。
・一定の厚さ以上や難透過性の被覆資材の使用などの住宅地周辺での対策について国によ

る明確な規制の設定のほか、被覆を法令により義務づけることについて検討。

○その他
・代替剤の開発及び登録促進
・代替技術の開発。簡便で飛散しない被覆方法の開発
・代替剤や関連機械の開発・導入への支援

3　調査結果を踏まえた今後の対応

クロルピクリン剤は、土壌病害虫を防除する上で有効な農薬であり、各地域で使用されているが、刺激性もあることから、農業者自身はもちろんのこと、周辺住民にも.被害が生じることがないよう、生産現場での適正な取扱いを改めて徹底することが必要である。
今回の調査結果において、一部の農家で被覆が実施されていない産地で、かっ、住宅地等に隣接しているほ場が有る又は一部有ると回答した産地がみ・られた。クロルピクリン剤の使用時の被覆は、周辺住民の被害を防止するとともに、使用者の安全確保や防除効果の発揮のためにも必要不可欠である。この点をしつかり伝え、防除が必要な場面でのクロルピクリン剤の使用時には、被覆が必要であることを改めて周知徹底することが必要である。

(1)住宅地等の周辺でのクロルピクリン剤使用時の被害防止対策

住宅地等の周辺でのクロルピクリン剤の使用時には、周辺住民に被害が生じないようにするため、今回の調査結果を基に、特に住宅地等の周辺での被覆の実施を改めて徹底するなど、以下の取組を行うことが重要である。
周辺住民への被害のリスクを更に低減する対策を検討するため、国としては、被覆資材の厚さや材質によるクロルピクリン剤の揮散防止効果や防除効果等について調査して、クロルピクリ-ン剤の適正な取扱いの指導や規制の検討に活用する。

(1ー1)クロルピクリン剤使用時の周辺住民への説明や事前周知の徹底

・住宅地等の周辺で、クロルピクリン剤の使用においては、周辺住民への説明や事前周知の取組が効果を上げていることを踏まえ、これらの取組を徹底する。

(1ー2)住宅地等の周辺でのクロルピクリン剤使用時の被覆の徹底

・調査結果において、被覆が徹底されていると報告された産地については、引き続き被覆を徹底する。
・一部の農家でクロルピクリン剤の使用時に被覆が実施されていないと報告された産地については、改めて被覆の徹底を図る。被覆の徹底のための取組については、(2—1)を参照して効果的に進める。

(1ー3)住宅地等の周辺でのクロルピクリン剤使用による被害の防止対策

・被覆等の措置が不十分な農業者については、周辺住民への影響が生じないよう個別に指導する。

・クロルピクリン剤の使用に際しては、他の地域で取り組まれている周辺住民への被害防止対策に資する取組(例えば、風向きや気温等を考慮した薬剤処理の徹底、適正な土壌水分の確保、厚さ 0.03mm 以上や難透過性の被覆資材の活用、処理と同時に被覆が行える機材の活用)について十分検討し、地域に適した取組を防除体系に反映する。
・代替手法がある場合には、地域の病害虫の状況を踏まえ、その利用が可能か検討する。

(2)クロルピクリン剤使用時の被覆の再徹底

住宅地等の周辺に限らず、クロルピクリン剤は使用時に被覆が必要な農薬である。この点について各地域の取組を参考に、以下により周知徹底を図ることが重要である。

(2－1)生産者の意識向上のための指導強化

・様々な手段(講習会、研修会、町内放送、FAX 情報、チラシ、ポスター、広報誌インターネット、現場巡回等)を活用し、被覆の徹底を指導する。
・使用時に被覆の徹底をはじめ、風向きや気温等に応じた揮散防止対策を採ることついて、クロルピクリン剤の使用農家、特に、被覆等の適切な対策が採れていない農家に対して改めて指導を徹底する。
・都道府県を通じた指導が行き届きにくい農家を含め、全てのクロルピクリン剤使用農に対して、分かりやすく意識の向上に役立っ啓発資料(例えば、注意事項をチェックシート式に記載したチラシ)を作成し、販売店経由をはじめ多様なルートで配布する。
・クロルピクリン剤を適正に使用している地域の優良事例を共有する。
・使用農家への指導等に際しては、産地の状況を把握している生産者団体等と連携を図る。

(2－2)販売店を活用した指導及び製造者による指導の強化

・関係団体と連携し、薬剤の販売時の農家への指導や啓発資料等を通じた指導を行う。また、販売店での情報提供を通じて、クロルピクリン剤使用農家の講習会や研修への参加を促進する。
・製造者及び製造者団体による被覆の必要性の周知徹底及び講習会や現場巡回等による指導を強化する。
・クロルピクリン剤の容器・包装に、被覆が必須である旨の表示をより分かりやすい形で行うなど、使用者に訴求力のある情報伝達の工夫を行う。

(以 上)

2. 令和２年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

2 消安第 1564 号
2 生畜第 57・5 号
令和 2 年 6 月 30 日

全国農薬協同組合理事長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

令和 2 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

このことについて、別添のとおり、農政局等を通じ、各都道府県に通知しましたので、御理解及び御協力をお願いします。

2 梢安第 1564 号
2 生畜第 575 号
令和 2 年 6 月 30 日

北海道農政事務所消費・安全部長
生産経営産業部長
各地方農政局消費・安全部長
生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
殿

農水省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

令和 2 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

標記の件については、「令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」(令和元年 6 月 21 日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)を発出し、平成 25 年度からの 3 年間に蜜蜂の被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状

況との関連性等の情報を収集した結果に基づき、農薬による蜜蜂の被害を桎減するための対応の周知・指導をお願いした。

令和元年度においても、農薬の関与が疑われる被害事例が報告され、引き続き、農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい

特に、前年度被害が生じた場所での被害の再発や同一の場所での複数回被害の発生等被害が継続している地域においては、行政、養蜂組合、農業団体等の関係者が協議する場を設けるなどにより、原因究明とそれに基づく吏なる被害軽減対策の推進等を徹底願いい。

また、バロア病を媒介するミッパチヘギイタダニの防除に用いることのできる新たな駆除剤が医薬品医療機器等法に基づき令和元年 8 月に承認され、本年になって当該駆除剤の販売が開始されたことから、このことについても周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活用するよう、併せて周知願いたい。

1　農薬による被害の低減について

(1)蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

① 被害の発生は、水稲のカメムシ防除の時期に多いこと。

② 水田に飛来した蜜蜂が、水稲のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。

③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。

- 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
- 巣箱の設置場所の工夫・退避
- 巣箱を日陰に設置するほか、巣内の温度が上昇しないことを確認するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣門の閉鎖
- 農薬の使用の工夫(粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等)

(2)情報共有の更なる徹底

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、・農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。

(ア)蜂場の情報関係

①都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報(蜂場の場所、巣箱の設置期間等)を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。

なお、情報共有の推進に当たっては、関連情報を厳格に管理するとともに被害の軽減目的のみに使用することについて、養蜂家の理解を得ること。

②都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、①で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

(イ)水稲の防除に係る情報関係

①都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺(蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約 2km の範囲)の水稲のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等にできる限り速やかに伝えること(情報は、有人ヘリコプターによる農薬散布の事業計画、無人ヘリコプターの空中散布計画や地域の農業団体が作成する防除暦、・地域の実情に応じた無人マルチローターの使用者からの自主的な情報提供等から得ること)。

＊開花期直前~開花期後 2 週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

②都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報をできる限り速やかに養蜂家に伝えること。

(ウ)水稲以外の作物の防除に係る情報関係

①都道府県の農薬指導部局は、水稲が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稲以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(3)被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下の対策を推進すること。

① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。

・蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所(水田で囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所)に巣箱を設置することは控えること。、

・カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の周辺から退避させること。

・農薬が散布されている間、巣箱を日陰に設置するほか、巣内の温度が上昇しないことを確認するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣門の閉鎖を検討すること。

・日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。

② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行うこと。

・使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」とて記載されている事項等を遵守するとともに適時適切な防除を心がけること。

・農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯(午前 8 時~12 時まで)を避けること。

・蜜蜂が暴露しにくい形態(粒剤等)の殺虫剤を使用すること。

・害虫の発生源になる圃場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一環として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

③以上のほか、養蜂家と連携しながら、・巣箱の移動手段の提供や共同の退避場所の確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施すること。

(4)対策の有効性の検証等

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために、以下の取組を実施すること。

① 対策の有効性の検証

道府県で行った被害軽減のための対策等についてほ、有効性の検証を行い、令和 2 年度実施分について、令和 3 年 3 月末日までに、別記様式 1 により、農政局等を通じて、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。

なお、報告に際しては別記様式 3(写し)を添付すること。

② 被害の迅速かっ正確な把握

管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例調査実施要領」及び別紙 1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の考え方に基づき、別記様式 2 を用いて、迅速かっ正確に被害の状況を把握するとともに、原因の究明に努め、速やかに農薬対策室あて一報を入れること。

③ 被害の報告

②により被害の状況を把握した後、別記様式 3 により、消.費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。

2 蜜蜂に寄生するダニの被害の低減について

都道府県の畜産部局は、養蜂現場におけるバロア病を媒介するミッパチギイタダニによる蜜蜂の被害に対応するため、養蜂家に対し、既存のダニ駆除剤であるアピスタン、アピバールにらいては連続使用により薬剤効果の低下も懸念されること、また、新たなダニ駆除剤であるチモバールについては、高温下(30℃以主)での使用は避けることなど、メーカー指定の用法及び用量、注意事項等を十分確認の上、適切に使用されるよう周知すること。

蜜蜂被害事例調査実施要領
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/pdf/130530_mitubati.pdf

都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果（令和元年度（平成 31 年度））
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/attach/pdf/r1_report-1.pdf

3. 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について(平成 30 年度)

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を推進し、農薬の使用に伴う事故及び被害を防止するため、それらの発生状況について調査を実施しています。この度、平成 30 年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

(1)調査の目的

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を把握し、より効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。今回の調査では、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までに発生した農薬による人の中毒事故、農作物・家畜等の被害を対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

(2)調査結果

平成 30 年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は、前年度の 21 件に対し、25 件でした。また、農作物や魚類の被害は、前年度の 16 件に対し、12 件でした(別表)。

(3)今後の対応

これらの事故及び被害を防止するためには、以下を行うことが重要です。

- 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する
- 土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行う
- 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
- 飲食物と間違えて誤飲誤食することがないよう、飲食物と分けて保管する。また、農薬保管庫の中に施錠して保管する
- 農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える
- 飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う
- 使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する

（別紙）

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成26～30年度）

1. 人への事故　　（単位：件（人））

区分		年度	26		27		28		29		30	
死亡	散布中		0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	誤用		5	(5)	6	(6)	0	(0)	1	(1)	4	(4)
	小計		5	(5)	7	(7)	0	(0)	1	(1)	4	(4)
中毒	散布中		11	(22)	10	(33)	9	(13)	10	(22)	12	(23)
	誤用		13	(13)	12	(25)	10	(10)	10	(15)	9	(15)
	小計		24	(35)	22	(58)	19	(23)	20	(37)	21	(38)
計			29	(40)	28	(65)	19	(23)	21	(38)	25	(42)

（注）・集計した事故には、自他殺は含まない。
・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故（誤飲・誤食等）を指す。
・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。
・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

（原因別）　　（単位：件（人））

区分 ＼ 年度	26		27		28		29		30	
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3	(3)	4	(4)	3	(3)	6	(6)	6	(7)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	2	(2)	2	(3)	2	(2)	1	(1)	1	(1)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
散布農薬の飛散によるもの	1	(1)	1	(7)	1	(1)	2	(8)	1	(1)
農薬使用後の作業管理不良	5	(16)	3	(20)	3	(7)	1	(7)	4	(14)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	14	(14)	11	(11)	7	(7)	6	(11)	3	(3)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	1	(5)
その他	1	(1)	1	(12)	1	(1)	2	(2)	2	(4)
原因不明	3	(3)	5	(5)	2	(2)	2	(2)	7	(7)
計	29	(40)	28	(65)	19	(23)	21	(38)	25	(42)

2. (1)農作物、家畜等の被害　　（単位：件）

被害対象 ＼ 年度	26	27	28	29	30
農作物	11	9	4	3	7
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類	2	3	7	13	5
計	13	12	11	16	12

(2)蜜蜂の被害

被害対象 ＼ 年度	26	27	28	29	30
蜜蜂	－※1	－※1	30※2	33※3	21※3

※1　平成25年度から27年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施している。
(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee_survey.html)
※2　平成28年7月7日から平成29年3月31日までの報告期間中に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。
※3　平成29年度、平成30年度に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

3. 自動車、建築物等の被害　　（単位：件）

被害対象 ＼ 年度	26	27	28	29	30
自動車	0	0	0	0	0
建築物	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を一層推進するため、全都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、これらの事故等を防止するために特に注意するべき点についての指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き農薬の適正使用の推進に取り組んでまいります。

(4)公表資料

「平成 30 年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去の調査結果について
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html

4. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要（平成 30 年度）

(1)調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

(2)農薬の使用状況調査

（ア）調査方法

平成 30 年度の調査は、穀類、野菜類又は果樹類を生産している農家 476 戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

（注）農薬の使用状況を生産者団体等の独自の作成している帳簿等の様式に記入している農家については、当該様式に記載された内容に基づき、調査を行った。

（イ）調査結果（概況）

調査対象とした 476 戸の農産物販売農家のうち、475 戸（99.8 %）の農家が農薬を適正に使用している一方で、1 戸の農家で、使用量が適切でなかった事例が確認された。

(3)調査結果（概況）

2,896 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 503 検体（のべ検体数）であった。

定量限界以上の農薬が検出された 503 検体（のべ検体数）のうち、501 検体（のべ検体数）は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値以下であったが、こまつなにおいて、ダイアジノンの残留基準値である 0.1 mg/kg を超過する試料が 1 検体あった。また、にんじんにおいて、イミシアホスの残留基準値である 0.03 mg/kg を超過する試料が 1 検体あった。

5. 令和２年(2020 年)７月豪雨の被災地における早期の営農再開に向けた生産資材の円滑な供給等について

2 生産第 788 号
令和 2 年 7 月 15 日

全国農薬協同組合 殿

農林水産省生産局技術普及課長

令和２年(2020 年)７月豪雨の被災地における早期の営農再開に向けた生産資材の円滑な供給等について

今般発生した標記豪雨災害の被災地においては、水稲、野菜等の農作物や農業機械、農業用ハウス等に大きな被害が発生しています。

今後、各被災地における農業被害の全容が明らかになり、被災農家の方々の生活が-定の落ち着きを取り戻した段階で、営農の再開に向け、次期作の作付準備、農業機械の点検・整備、農業用ハウスの復旧等の取組が本格化することが想定されます。

農業資材の供給を担う各団体におかれてましては、これまでも度重なる自然災害からの復旧に際し、農業資材の確保や円滑な流通、早期の着工等に御尽力いただいておりますが、今般の災害においても、引き続き御協力下さいますよう御願いいたします。

なお、農林水産省では、被害状況等について下記の当省ホ-ムペ-ジにおいて随時公表しておりますので、農業資材の供給等の参考として御活用下さい。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/r0207/index.html

レンゲショウマ（蓮華升麻、*Anemonopsis macrophylla*）

日本特産の 1 属 1 種　キンポウゲ科　レンゲショウマ属の多年草。

花が蓮に、葉がサラシナショウマ（晒菜升麻）に似ているので、蓮華升麻の名がつけられた。花茎の下部に茎葉と根出葉がある。葉は 2-4 回 3 出複葉で、小葉は卵形、あらい鋸歯を持つ。

高さは 80cm 程度となり、丸い蕾をつける。赤みを帯びた光沢のある薄紫の上品で気品あふれる花が、様々な方向を向いて咲く。花の直径は 4cm ほど。萼も花弁も共に花弁状に見える。萼は花弁状で平らに開き、花弁は抱えるように咲くため、一見では二段構えに花弁が並んでいるように見える。

東北地方南部から近畿地方にかけて分布し、深山のやや湿った林床に多く見られ、やや薄暗い林に大群落をつくっていることもある。

最近では白花やダブル咲き、斑入りなども増殖されている。夏の茶花としても高い人気をもち、シェードガーデン向きの夏花としても貴重な存在で、国内はもとより海外でも人気を博している。

(一部 Wikipedia より引用)

撮影場所：小石川後楽園　　撮影者：　宮坂　初男

花言葉：「伝統美」